

刑事再審手続に関する法制審議会の答申に反対し、議員立法による

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める会長声明

法制審議会は、本年2月12日開催の総会において、刑事法（再審関係）部会が取りまとめた、刑事再審手続について「要綱（骨子）」記載の法整備を行うべきとの答申案を採択し、法務大臣に答申した（以下「本答申」という。）。しかし、本答申の内容は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済するという刑事訴訟法の再審規定の改正の目的に沿ったものではなく、かえって今まで以上にえん罪被害の救済を困難にしかねない内容を含んでいる。その主な問題点は、以下のとおりである。

第1に、本答申は、裁判所が再審請求書やそれに添付された証拠書類、証拠物等を調査し、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」は、証拠開示や事実の取調べをすることなく、直ちに再審請求を棄却することを義務づけている。しかし、徳島ラジオ商事件をはじめとする多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが再審請求人の無実を示す重要な証拠として、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。にもかかわらず、本答申では、再審請求人が無罪につながる証拠の開示を受ける機会を与えられないまま、書面審査のみで再審請求が速やかに棄却されるおそれがあり、今まで以上に救済の門を閉ざすことになりかねない。

第2に、本答申は、証拠開示について、裁判所に証拠を提出する方法によるものとし、その対象も、再審請求理由との関連性の程度、再審請求について裁判をするために提出を受ける必要性の程度並びに提出による弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるものに限定している。

無罪につながる証拠が捜査機関の手元にあることが多いことは、過去の再審無罪事件からも明らかであるが、そこに辿り着くためには、再審請求人や弁護人が

その主張立証を準備するために必要な証拠が幅広く開示されなければならない。例えば、徳島ラジオ商事件では、検察官から22冊にも及ぶ裁判所不提出記録が開示され、それによって外部犯行をうかがわせる多数の証拠の存在が明らかになるなど、再審開始・再審無罪の大きな原動力となった。しかし、本答申によれば、裁判所が再審請求の判断をするために必要かつ相当と認めて証拠の提出を命じない限り、弁護人は、捜査機関が保管する証拠を閲覧・謄写することができない。これでは、無罪につながる証拠の発見が困難となる。

しかも、本答申は、開示証拠の目的外使用禁止についても定めている。このような規定が設けられた場合、例えば新証拠の獲得に向けた活動において開示証拠を支援者に交付することも、目的外使用にあたるのではないかとの懸念があり、えん罪被害者の救済に向けた活動が萎縮しかねない。

第3に、本答申は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止（廃止）していない。しかし、いわゆる袴田事件は、再審開始決定に対して検察官が不服申立てを行ったことにより、再審公判が開かれるまでにさらに9年半もの期間を要したことなどが原因で、救済が著しく遅延した。また、福井事件の第1次再審請求では、検察官は、自らの主張と矛盾する重要な証拠を隠したまま、再審開始決定に対して不服申立てを行い、その結果、再審開始決定が誤って取り消されている。にもかかわらず、本答申は、このような「公益の代表者」としてあるまじき検察官の対応によってえん罪被害者の速やかな救済が阻害されている実情を全く考慮せず、これまでどおり再審開始決定に対して検察官が不服申立てを行うことを無制限に認めている。

そもそも、本答申は、法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議を経て作成されているが、同部会の委員・幹事の人選も含め、その審議を主導していたのは、検察官が要職を占める法務省事務当局である。そのため、本答申は、手続的にも内容としても公正性、中立性に問題があり、えん罪被害者のための法改正とはなっていない。実際、同部会の審議に対しては、えん罪被害者やその家族のみなら

ず、多くの刑事法研究者や元裁判官、さらには全国各地の報道機関からも深刻な懸念が表明されており、法制審議会の総会でも、本答申に対しては複数の委員から反対の意見や懸念が表明された。しかし、法制審議会では、こうした懸念が払拭されることはなく、えん罪被害を速やかに救済するための法改正を求める国民の意思からも乖離していたことを指摘しなければならない。そして、本答申のような「改正」が現実のものとなった場合、徳島ラジオ商事件やいわゆる袴田事件、福井事件など過去の多くの再審無罪事件が救済されなかったおそれすらある。

ところで、刑事訴訟法の再審規定の改正に関しては、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「議連法案」という。）を取りまとめている。議連法案は、再審制度によってえん罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から策定されたものであって、えん罪被害者の迅速かつ容易な救済を指向するものである。具体的には、再審請求手続における検察官保管証拠等（送致書類等目録を含む。）の開示を幅広く認めるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止（廃止）している点などは、本答申よりも優れており、高く評価できる。

したがって、当会は、上記のような問題点を含む本答申に反対するとともに、法改正の中核をなす部分については、議連法案の内容に基づき、議員立法で速やかに成立させることを求める。

2026年（令和8年）2月24日

徳島弁護士会

会長 坂田 知 範